

「(仮称)静岡市手話言語条例」骨子案へ ご意見をお寄せください

この資料では、条例骨子案の要点を記載しています。
条例骨子案の具体的な内容は、市のホームページ等で閲覧していただけます。

1 条例の目的

この条例で何をを目指すの？

手話が言語であるとの認識に基づいて、
手話への理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、
市の責務並びに市民及び事業者の役割等を明らかにするとともに、
手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、
ろう者及びろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現します。
※この条例で「ろう者」とは、手話を言語として日常生活や社会生活を送る方をいいます。

2 基本理念

みんなで大切にしていこう考え方は？

手話への理解及び手話の普及は、手話が言語であるとの認識に基づき、
手話を必要とする全ての市民が、
手話で意思疎通を図る権利を有することを前提とした上で、
ろう者及びろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合うことを
基本理念として行っていきます。

3 市の責務

市がすべきことは？

市 手話への理解の促進及び手話の普及のため、必要な施策を講ずるものとします。

4 市民の役割／事業者の役割

私たちがすべきことは？

市民 手話への理解を深めるとともに、手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に参画し、又は協力するよう努めていただきます。

事業者 手話への理解の促進及び手話の普及のための活動に協力するとともに、
ろう者が利用しやすいサービスの提供や、ろう者が働きやすい環境の整備に
努めていただきます。

市は、手話への理解の促進、手話の普及等を目指し、次の施策に総合的かつ計画的に取り組めます。

5 手話に関する施策の推進

市はどのような施策を行うの？

1 手話への理解の促進及び手話の普及

2 手話による情報の受信・発信及び手話による意思疎通がしやすい環境づくり

3 手話による意思疎通を支援する体制の整備及び拡充

- ◆①～③のほか、市長が必要と認める施策があれば、適宜推進していきます。
- ◆市は、施策の推進、実施状況の点検、見直しなどの際、ろう者及び手話通訳者等の意見を聴くものとします。

主な取組

- ・子ども手話教室
- ・総合学習での福祉学習
(ろう者の生活や手話についての講話等)
- ・手話奉仕員養成講座
- ・登録手話通訳者派遣
- ・手話言語国際デー啓発事業
(9月23日)

6 施行期日

いつから始まるの？

令和7年4月1日の施行を予定しています。

7 今後のスケジュール（予定）

10月	11月	12月	R7.1月	2月	3月	4月
関係者 意見交換	パブリック コメント	市民意見集約		議会審議	周知	施行

※現在、国でも手話に関する法律の整備を進める動きがあります。法案の審議状況に応じて、上記スケジュールや条例の内容を変更したり、制定を再検討したりする可能性があります。

意見提出期間：令和6年11月15日(金)～12月16日(月)

【意見の提出方法及び提出先】

- 意見応募用紙に必要事項をご記入の上、次のいずれかの方法でご提出ください。
- (1)郵送又は持参：〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 障害福祉企画課
 - (2)ファクシミリ：054-221-1494
 - (3)電子申請：市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。
 - (4)手話動画の提出(DVD)

【資料の閲覧方法】

- 条例骨子案は、次の場所で閲覧できます。
- (1)障害福祉企画課(静岡庁舎新館15階)
 - (2)地域リハビリテーション推進センター
(城東保健福祉エリア保健福祉複合棟2階)
 - (3)各区障害者支援課(葵区役所2階、駿河・清水区役所1階)
 - (4)各区役所地域総務課の「市政情報コーナー」
 - (5)静岡市ホームページ

(<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s3278/s012579.html>)

市HP▼



【問合せ先】

静岡市 障害福祉企画課
地域生活支援係
電話：054-221-1198
FAX:054-221-1494
※手話による意見提出の場合は、
上記まで別途ご連絡ください。